

重症心身障害者等施設整備事業費補助金

1 事業概要

重症心身障害者等へ適切な支援を行うため、次の事業を行う。

- (1) 重症心身障害者等を受け入れるグループホームおよび通所事業所の新規創設経費に対する補助
- (2) 重症心身障害者等の入浴介助に必要となる機械浴槽等設備の購入・設置経費に対する補助
- (3) 強度行動障害者を受け入れるグループホーム・通所事業所の個室化等のための経費に対する補助
- (4) 医療的ケア児等を新たに受け入れ又は受入に必要となる設備整備、送迎用自動車等備品購入・設置に対する補助

2 補助対象経費

- (1) 【別表1：施設整備】重症心身障害者等を受け入れるグループホームおよび通所事業所の新規創設に必要となる掛かり増し経費
※掛かり増し経費：施設の整備費から国庫補助金の当該補助額を補助率で割り戻した額(当該補助対象となる事業費相当額)を控除した額
- (2) 【別表2：設備整備】グループホームおよび通所事業所において重症心身障害者等の入浴介助に必要となる機械浴槽等設備の購入・設置にかかる経費（ただし、通所事業所の創設に際しては、国庫補助金の対象となるため対象外）
- (3) 【別表3：個室（専用スペース）整備】グループホーム・通所事業所において強度行動障害者の支援に必要となる個室（専用スペース）の設置のための改修および新規創設にかかる経費
- (4) 【別表4：設備整備・備品購入】グループホーム・通所事業所において医療的ケア児等の新たな受け入れ又は受入に必要となる設備整備、送迎用自動車等備品購入・設置にかかる経費

3 補助対象算定額

- (1) 20,000千円もしくは掛かり増し経費を比較して小さいほうの額
- (2) 5,000千円もしくは設備整備の実費を比較して小さいほうの額
- (3) 5,000千円もしくは整備改修の実費を比較して小さいほうの額
- (4) 2,000千円もしくは設備整備・備品購入の実費を比較して小さいほうの額

4. 補助率	(1)～(3)	3/4
	(4)	1/2

5. 補助対象者	社会福祉法人等
----------	---------

【その他要件】

- ・(3)について強度行動障害支援者養成研修または行動援護従業者養成研修を受講した(受講予定)の職員がいること。